

独立行政法人の見直しにおける 横断的事項(業務運営の体制等)

平成19年11月14日
行政改革推進本部事務局

(目次)

<u>1. 適切な業務運営の体制整備等</u>	
(1) 独法のマネジメント体制の在り方	1 頁
(2) 監事制度の在り方	10 頁
(3) 会計監査人監査制度の在り方	13 頁
<u>2. 適切な事後評価の実施</u>	15 頁
<u>3. 情報公開</u>	18 頁

1. 適切な業務運営の体制整備等

(1) 独法のマネジメント体制の在り方

ア. 役員の任命

法人の長及び監事は、主務大臣が任命する

他の役員は、法人の長が任命し、主務大臣に届け出る

【独立行政法人通則法】

第20条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

- 一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2 監事は、主務大臣が任命する。

3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

1. 適切な業務運営の体制整備等

(1) 独法のマネジメント体制の在り方

ア. 役員の任命

役員及び監事の定数は、個別法で定める

任期は、個別法で定める

【独立行政法人通則法】

第18条3 各独立行政法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

第21条 役員の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

長の公募は、主務大臣の判断で可能

【中央省庁等改革の推進に関する方針(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)】

.9.(4) 独立行政法人の長等を公募する場合には、その選任手続は、公正性を担保しつつ適材を得るよう留意するものとする。

1. 適切な業務運営の体制整備等

(1) 独法のマネジメント体制の在り方

イ. 役員解任

任命権者は、職務上の義務違反があるとき、役員の不適切な職務執行により法人の業務実績が悪化した場合で引続き職務を行わせることが適切でないときなど、一定の要件の下、役員を解任することができる

【独立行政法人通則法】

第22条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

第23条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く。)の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(参考) 独法への役員出向については、公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)において、道を開く旨盛り込まれたことを受け、平成15年6月に人事院規則改正及び退職手当法改正により、所要の改正が行われた。

1. 適切な業務運営の体制整備等

(1) 独法のマネジメント体制の在り方

ウ. 国から独法への再就職(総量規制とその実態)

法人の長について、全法人を通じ、退職公務員を1/2以下とする(平成16年3月～)

調査時点	H16.10	H17.10	H18.10	H19.10
退職公務員/法人の長	70/108	56/113	48/104	44/102
割合	64.8%	49.6%	46.2%	43.1%

常勤役員について、各法人における退職公務員を1/2以下とする(平成16年3月～)

調査時点	H16.10	H17.10	H18.10	H19.10
退職公務員/常勤役員	290/502	227/519	201/510	185/516
割合	57.8%	43.7%	39.4%	35.9%

(注) 特殊法人等を含めた常勤役員における退職公務員の割合は、33.0%(276人/837人)(平成19年10月1日現在)

1. 適切な業務運営の体制整備等

(1) 独法のマネジメント体制の在り方

エ. 独法から子会社等への再就職(平成18年10月時点)

退職公務員・独法の退職者が役員に就いている18法人の子会社等の数は、115社

上記115社の役員(非常勤を含む)1547人のうち、146人が退職公務員、245人が当該独法の退職者となっている

- (注1) 平成18年12月27日総務省人事・恩給局公表「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の公表について」による。
- (注2) 子会社等とは、子会社及び一定規模以上の委託先をいう。
- (注3) 「子会社」とは、公表対象法人が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配している場合における当該他の会社等をいう。
- (注4) 「一定規模以上の委託先」とは、売上高に占める当該独法の発注に係る額が3分の2以上である法人をいう。

1. 適切な業務運営の体制整備等

(1) 独法のマネジメント体制の在り方

オ. 役員の給与決定

業績が考慮されるものでなければならない

支給基準は、国や民間の給与等を考慮して決定

評価委員会は、主務大臣に意見を申し出ることができる

【独立行政法人通則法】

第52条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

第53条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

第62条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。

1. 適切な業務運営の体制整備等

(1) 独法のマネジメント体制の在り方

カ. 職員の給与決定

業績を考慮し、労使交渉を経て決定 自己決定する仕組み
能率や勤務成績が考慮されるものでなければならない
支給基準は、

特定独法は、国や民間の給与等を考慮

【独立行政法人通則法】

第57条 特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

3 …給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

非特定独法は、社会一般の情勢に適合したものとなるよう考慮

【独立行政法人通則法】

第63条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

3 …前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

1. 適切な業務運営の体制整備等

(1) 独法のマネジメント体制の在り方

キ. 主務大臣の監督

(通則法上、主務大臣の権限として規定されている主なもの)

長、監事の任命(20条1項2項)及び解任(23条)

業務方法書の認可(28条1項)

中期目標を定め、独法に指示(29条1項)

中期計画の認可(30条1項)

中期目標期間終了時の検討(35条2項)

財務諸表の承認(38条1項)

会計監査人の選任(40条)及び解任(43条)

剰余金の使用の承認(44条3項)

短期借入金の限度額を超える借入及び借換の認可(45条1項)

重要財産の処分等の認可(48条1項)

独法の自律的な業務運営の確保のため、主務大臣の関与を限定

1. 適切な業務運営の体制整備等

(1) 独法のマネジメント体制の在り方

(参考) 会社法等におけるコーポレートガバナンス強化の主な動き

会社法(平成18年5月施行)

- ・ 大会社について、取締役の職務の執行が、法令や定款に適合することなど、会社の業務の適正を確保するための体制(いわゆる「内部統制システム」)の構築に係る基本方針の決定を新たに義務付け(同法348条4項、362条5項)
- ・ 株主総会における取締役の解任決議の要件について、特別決議から普通決議に緩和(同法339条、341条)

金融商品取引法(平成19年9月施行)

- ・ 上場会社について、内部統制報告書(内部統制に関する経営者の評価と公認会計士による監査を義務付け)の提出義務付け(同法24条の4の4)

20年度から義務付け

1. 適切な業務運営の体制整備等

(2) 監事制度の在り方

ア. 独法の監事制度

主務大臣が任命し、複数(定数及び任期は個別法で定める)置き、そのうち1名以上は外部の者を起用する
独法の業務を監査する

【独立行政法人通則法】

第18条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。

3 各独立行政法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

第19条4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

第20条2 監事は、主務大臣が任命する。

第21条 役員の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第38条2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見…を付けなければならない。

【中央省庁等改革の推進に関する方針(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)】

. 9.(2) 監事は複数置くものとし、そのうち1名以上は外部の者を起用するものとする。

1. 適切な業務運営の体制整備等

(2) 監事制度の在り方

(参考) 会社法における監査役の制度 ()

大会社(資本金5億円以上又は負債200億円以上。委員会設置会社以外)の監査役

株主総会決議により選任。3人以上置き、そのうち半数以上は社外監査役とする
(会社法335条4項)

任期は4年(同法336条4項)

会社法では、監査役の責任と権能について、以下の事項を規定

責 任	・会社に対する損害賠償責任(423) ・株主代表訴訟責任(847)
監 査 の 対 象 ・ 権 能 等	・会計監査(436) ・業務監査(381) ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実につき取締役の監査役への報告義務(357) ・報告請求権、調査権(いつでも)(381) ・子会社に対する報告請求権、調査権(必要ある時)(381) ・取締役の不正行為、法令定款違反行為の取締役への報告義務(382) ・取締役会における報告義務(必要ある時)(383) ・取締役会招集権(必要ある時)(383) ・株主総会報告義務(法令定款違反時等)(384) ・法令定款違反行為差し止め請求権(385)

(参考) 会社法上は、会計参与の制度がある。会計参与は、会社の任意で設置され、公認会計士や税理士等がなることができ(同法333)、取締役と共同して計算書類等を作成する(同法374)等の権限を有する。

1. 適切な業務運営の体制整備等

(2) 監事制度の在り方

イ. 各法人における監事の設置状況

各法人における監事の任期は、99法人で2年間、2法人で3年間となっている。

監事の配置数は、96法人で2人、5法人で3人となっている。

独立行政法人に置かれている監事の総数は、207人

外部・内部の別についてみると、外部登用者は181人、内部登用者は26人

常勤・非常勤の別についてみると、常勤は95人、非常勤監事は112人

非常勤監事のみ配置している法人は、32法人となっている。

常勤の監事を置いていない法人では、次のような理由を挙げている。

- ・ 予算規模、業務内容等から非常勤で対応可能であると判断したため
- ・ 日常の経営管理、監査については役員及び監査室職員が、財務諸表の監査については会計監査人が行っているため
- ・ 人件費抑制のため
- ・ 適切な人材が常勤では確保できなかったため

1. 適切な業務運営の体制整備等

(3) 会計監査人監査制度の在り方

ア. 独法の会計監査人監査制度

一定規模以上(資本金100億円以上又は負債200億円以上)の独法は、会計監査人の監査を受けなければならない

主務大臣が選任する

【独立行政法人通則法】

第39条 独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

第40条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

第42条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

【独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令】

第2条 通則法第三十九条に規定する政令で定める基準に達しない独立行政法人は、次の各号のいずれにも該当する独立行政法人(通則法第一条第一項に規定する個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる独立行政法人を除く。)とする。

- 一 …財務諸表、事業報告書…及び決算報告書に係る事業年度の開始の日における資本金の額が百億円に達しないこと。
- 二 …通則法第三十八条第一項の規定により主務大臣の承認を受けた最終の貸借対照表…の負債の部に計上した金額の合計額…が二百億円に達しないこと。

1. 適切な業務運営の体制整備等

(3) 会計監査人監査制度の在り方

イ. 会計監査人設置の要件

小規模法人は、一般的に会計処理が複雑ではないこと、法人の負担が過大になるおそれがあることを考慮して除外

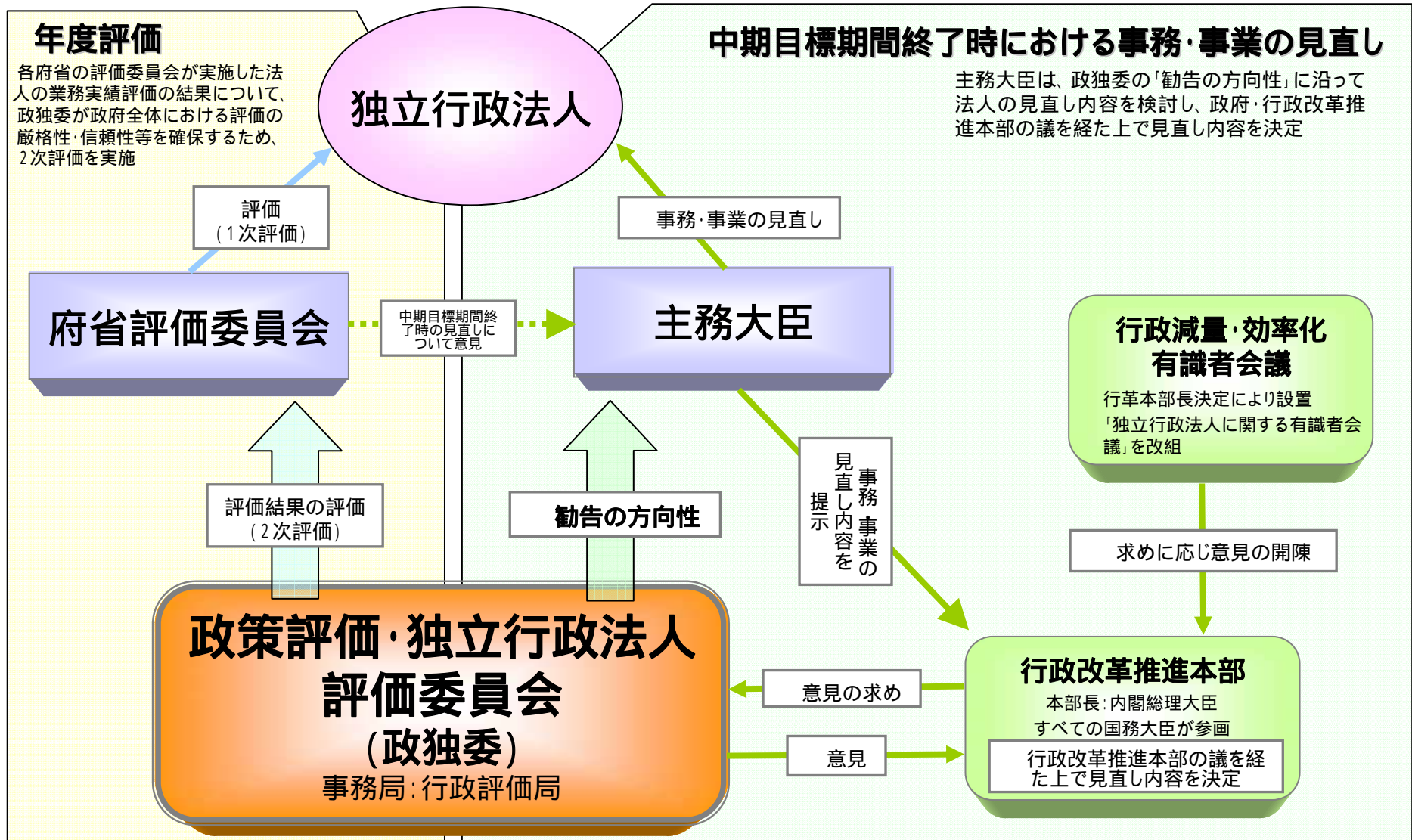
現状では、89法人において会計監査人を選任

独法の場合には、国からの現物出資を受けることが想定され、資本金額が株式会社よりは大きくなる傾向があるため、民間の資本金額の基準を補正

	独法の会計監査人 (独立行政法人通則法39条)	民間の会計監査人 (会社法)
資本金	100億円以上	5億円以上
負債	200億円以上	200億円以上
その他	個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる法人	委員会設置会社(327条5項) その他、定款の定めにより、置くことができる(326条2項)

2. 適切な事後評価の実施

ア. 独立行政法人評価のスキーム



2. 適切な事後評価の実施

イ. 各事業年度(及び中期目標期間)の業務実績に関する評価

各府省評価委員会は、各事業年度(及び中期目標期間)の業務実績を評価
政独委は、必要があると認めるときは、評価委に対し意見(2次評価)

【独立行政法人通則法】

- 第32条 立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
 - 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
 - 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を公表しなければならない。
 - 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。
- 第34条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
 - 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

2. 適切な事後評価の実施

ウ. 中期目標期間終了時における事務・事業の見直し

主務大臣は、中期目標期間終了時に、組織及び業務の全般にわたる検討を行い、所要の措置を講ずる（検討に当たっては、各府省評価委員会の意見を聴取）

政独委は、主要な事務・事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる

「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）に基づき、見直し内容が次期中期目標期間の開始年度から反映できるよう、予算編成作業に間に合うタイミングで「勧告の方向性」を指摘している。

【独立行政法人通則法】

第35条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

3. 情報公開

現行制度における情報公開

通則法に基づき、業務方法書、財務諸表、給与の支給基準等を公表
また、国に準じた情報公開法を適用

上記の法令の外、閣議決定等により、主に以下の事項を公表

【給与等の水準】

閣議決定により、毎年度、各法人・府省が役員の報酬・退職手当、職員の給与の支給状況を公表

【独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況】

閣議決定により、独立行政法人の役員に就いている退職公務員、法人退職者の氏名、経歴等を公表

また、子会社及び一定規模以上の委託先の役員についても、同様に公表

【契約に係る情報】

行政管理局長・行政評価局長通知により、独立行政法人が締結した契約に係る情報として、契約の件数、金額、予定価格等、随意契約によることとした理由、随意契約締結先の同一所管公益法人における法人出身役員数等を公表